



NEWSLETTER

《企業法制と法創造》総合研究所
知的財産法制研究センター

国際シンポジウム：

IP エンフォースメント in India (2008/10/03)



2008年10月3日、早稲田大学小野梓記念講堂で国際シンポジウム「IP エンフォースメント in India」が開催された。シンポジウムは、基調講演とパネルディスカッションの2部構成で行われた。

基調講演では、デリー大学法学部教授である S. K. Verma 氏が「インドにおける知的財産権の行使の近年の特徴 (Characteristic Of Indian IP Enforcement in Recent Years)」について、デリー高等裁判所判事である Arjan K. Sikri 氏が「インド知的財産行使制度の特徴：司法の観点から (IP Enforcement in India)」について報告した。

Verma 教授はまず、知的財産行使に関する TRIPS の規定を概観してから、知的財産行使に関するインドの制定法を説明した。インドの現行法は、TRIPS 協定が定める範囲で知的財産権を行使できるよう、十分整備されている。インドでは、知的財産権行使は主として裁判所によって決定されるが、専門の知財裁判所はないという。

知的財産権に特化した法律以外に、その行使に関連した法律には次のようなものがある。

国境対策に関連する1962年関税法の第11条では、特許・商標・著作権の保護措置をとる権限を政府に付与している（「Gramophone Co. of India

対 B. B. Pandey」AIR 1984 SC 667）。またインド刑法第483条では偽造行為を違法としている。

知的財産法制に基づく行使として、知的財産法制は民事上、刑事上の救済措置を定めている。

特許法では差止命令（中間的差止命令を含む）、損害賠償、利益の計算という民事上の救済措置を定めている。また知的財産権を侵害している物品、材料、器具などはその押収、没収、破棄を命じられることがある（第108条）。また、故意の侵害には罰金ないし拘禁という刑事上の救済措置が設けられている。（第120条、第124条）

1999年商標法第135条では、侵害または詐称通用の救済措置として、差止命令（中間的差止命令、一方的差止命令、終局的差止命令）、損害賠償、利益の計算、侵害するラベルや標章の引渡しを規定している。刑事上の救済措置としては、5万～20万ルピーの罰金と6カ月～3年の拘禁が定められている。

1957年著作権法（改正）では、民事上の救済措置として、差止命令、損害賠償、利益の計算、費用が定められており、刑事上の救済措置としては、令状なし逮捕、最高3年の拘禁、最高20万ルピーの罰金が定められている。

著作権侵害事案は著作権委員会と裁判所が決定し、委員会と著作権登録官は民事裁判所と同じ一定の権限を持つ。裁判所はアントン・ピラー命令とあわせて差止命令、一方的仮差止命令を出すことができる。

著作権を侵害しているコンピュータプログラムの使用は違法であり、最高20万ルピーの罰金および7日～3年の拘禁が科せられる。

著作権法の執行状況を定期的に確認し、同法執行の改善策を政府に提言するため、著作権行使諮問委員会（CEAC）が1991年11月6日に設立された。現在のところ、インドでは SCRIPT、IPRS、

R CLIP

PPL、IRRO という4つの著作権団体が登録されている。これら団体も独自の著作権侵害対策チームを立ち上げ、警察や執行当局と協力して音楽／録音著作物の海賊行為阻止に積極的に取り組んでいる。

著作権行使に関しては、執行当局の連携不足問題で現実的な難しさがある。警察は一般的に、著作権侵害コピー（複製品）とオリジナルとの識別法や、複製品の作成に使われる機械についての知識が不足しており、著作権法制に対する関心が不十分であるからである。

海賊行為取り締まりにかかわる警察、司法、関税担当者は著作権法に関する教育研修を受け、さまざまな産業の著作権侵害の実態を把握しなければならない。娯楽産業が最大の被害者である。

裁判所は、文書の発見、侵害物品などの証拠の保全に関する暫定的命令とあわせて、一方的差止命令を発することができる。

①アントン・ピラー命令：裁判所が担当官を任命のうえ、侵害物品を調査、押収、保全する、または侵害物品を裁判所に提出することを前提に、押収した物品を密封して侵害者に返却する。

②ノーリッチ医薬品命令：第三者に情報開示を命じることができる。流通経路全体を明らかにすることで侵害活動の根幹を突き止めるため、物品の移動、数量、価額、裏づけとなる請求書などに関するきわめて有用な詳細情報を関税官や収税官などに開示させることができる。

③マレーヴァ型差止命令：被告の財産を凍結することができる。

④ジョン・ドウ命令：裁判所担当官は、侵害が行われている／いたと信じるだけの理由がある場所を視察する権限がある。インドで最初にジョン・ドウ命令が下されたのは、テレビ放送局とケーブルテレビ業者との対立事案に関してだった [Tej Television Ltd 対 Rajan Mandal, 2003, Delhi High Court]。デリー高裁は現在、この命令を偽タバコなどの物品にも適用している。

裁判手続の遅れのため、商標、著作権、特許のほとんどの事案では暫定的または終局的差止命令が主な救済措置である。また、着信音、デスクトップの壁紙の権利など、新しい権利の保護においても差止命令が出される。 [Super Cassettes 対 Eros Multimedia & Anr. (2005)]

最後に Verma 教授は、最近の判決では、裁判所は明らかに知的財産権所有者の支持に傾きつつあると、裁判所は新しい救済措置を絶えず導入していると強調している。損害賠償を認めるという文化が根付きつつあるが、例外的事案としてではなくルール確立（損害賠償額算定の詳細メカニズムの案出）が必要であると指摘した。

侵害事案での主な救済措置は今なお差止命令（特に暫定的差止命令）がほとんどであり、知的財産権の裁判はまれである。地方レベルでの知的財産専門裁判所を検討すべきであり、高裁および最高裁で知的財産専門法廷を設置できないかと指摘した。

続いて Sikri 判事の基調講演があった。Sikri 判事は、インドの成長のイニシアチブの要石としての知的財産法制の重要性をまず強調した。



インドにおいて知的財産問題に関する正しい認識と評価がされるに至ったのはここ十年ほどであるが、ほとんどすべての知的財産について国際標準と調和させるための整備を加えて、成長分野の発展をサポートし、新しい分野において知的財産制度を施工するための措置を講じてきたことを強調した。

また、商標のパッシング・オフ (Passing Off)

R CLIP

に関する具体的事例として Honda Motors Co. Ltd v. Charanjit Singh & Others 事件を、称呼類似に関しては Hitachi Ltd, Japan v. Ajay Kumar Agarwal And Ors1996 (16) PTC262 事件を紹介した。アルファベット書体による HITACHI に対して、ヒンディー語表記による HITAISHI 表記を、上訴人は商標権侵害とパッシングオフに基づき差し止めを求めてきた。裁判所は上訴を認め、HITACHI と HITAISHI は称呼上類似し、混同が起こる現実の危険が存在すると判断した。

差し止め Injunction には中間的差し止め命令 Interlocutory、本案的差し止め命令 Perpetual、強制的差し止め命令 Mandatory があるという。

司法の役割としては、法の解釈を行う一方で、新たな原則の展開、現存する概念・原則の発展をさせ、裁判官が新しい状況に法を対応させることであるとした。

インド知的財産に対する3つのチャレンジとして、1) 市場の力: 経済的アプローチ、2) 発展の圧力: 知的財産権と不正競争、3) 革新的解釈を挙げながら、特に市場の力に関しては、グローバル化と急速な技術の増殖という現状の中で、知的財産権と伝統的知識の両方を保護することは海外直接投資と技術移転を促進するとしながら、国が強い知的財産法制を維持するために必要なより多くの FDI を得ることが必要であるとした。FDI は金銭的な問題だけではなく、他の国々と結びついたビジネスと技術の強化のためにも重要であると強調した。

知的財産に関する新しい解釈の問題に関しては、知的財産権の侵害者は法の厳密な文言の下ではカバーされなく、革新的な手法を用いる必要があるとしながら、インドの裁判所は知的財産権を保護しこれを行わせるための顕著な貢献してきたと、その例として、「新しい差し止め、差し対損害賠償、国際的名声の承認、トレードドレス、デザインと著作物、禁反言・遅延・黙認、管轄、ドメインネーム、秘密情報・データベース、娯楽産

業における著作物、著作者人格権、公正取引、製品への非難、地理的表示の保護」などをあげた。

基調講演の後は、パネルディスカッションが行われた。

(研究助手・張睿暎)

パネルディスカッション

デリー大学 Poonam Dass 博士、Girija Varma 弁護士、Manoj G. Menda 弁護士を招き、RCLIP センター長高林龍教授及び Jim Patterson 米国特許弁護士がコメンテーターとして参加し、ワシントン大学竹中俊子教授（早稲田大学客員教授）の司会により、引き続きパネルが行われた。



まず、Dass 博士から、インドにおける著作権の権利行使について、著作権法の具体的な規定の内容を中心に、その概要が報告された。報告中博士は、特に同国での海賊行為に焦点を当て、音楽、ゲーム、テレビ番組、映画、コンピュータソフトウェアの分野を中心に海賊行為によってインド全体で 1600 億ルピーの収益が喪失し 82 万の雇用が喪失しているとの統計があることなど、詳細な数字を示しつつ被害の大きさを述べ、これに対し音楽や映画の分野の著作権者団体と警察組織が連動して侵害対策が行われその実効が上がりつつあることなどの国内での侵害防止への取り組みを説明し、また、今後このような海賊行為の取り締まりにあたっては、警察に対する教育及び国民の意識向上が必要であることを指摘した。

Varma 弁護士からは、特許制度に関する報告がされた。報告においては、現行法制定前になされた種々の特許法改正の内容が時系列的に解説

され、引き続き 2005 年の現行法について、その内容が網羅的に詳しく解説された。特に、主要な特許要件である新規性、進歩性、産業上利用可能性について、これらを判断した裁判例などを示しつつ、その内容が説明がされた。

Menda 弁護士からは、商標権の行使を中心とした報告がされた。商標権侵害事件はムンバイとデリーの高等裁判所がその大半を扱っていること、インドではまだ損害賠償というものについての考え方がまだあまり発展していないことなどのような、インドの商標権侵害事件に関わる環境の紹介とともに、特に外国の周知商標が同国でどのように保護されているかという点について複数の裁判例を挙げて解説がされた。また、インド商標法特有の問題として、警察が侵害事件を捜査するにあたっては商標庁長官の意見を聞かなければならないとする規定が同法に存在しており、このような規定の存在が、事件の迅速な解決を阻む負のポイントとなっている点などが併せて指摘された。

以上に引き続き、2 名のコメンテーターからのコメントがされた。Patterson 弁護士からは、同氏がインドに滞在していた経験があることを基に米国特許弁護士の立場からのコメントがされた。特に、米国が現在特許に関する作業を積極的にインドにアウトソースしていることに触れた上で、しかし同じ英語を話すとはいえないインド英語とアメリカ英語は異なるので明細書の記載等に不備が生じる可能性があることや、インドの特許専門家はその経済状況などを背景にすぐに転職をしてしまうという事情があり、専門家に対する教育等の関係で問題が生じていることなどが指摘された。

また、高林教授からは、当センターが 2007 年 11 月に行った「IP エンフォースメント in ASIA」などでの経験を踏まえつつ、例えばインドにおいて物質特許が認められていなかったという事情は過去の日本においても同様であり、また、日本

での権利行使も過去は差止めが中心で損害賠償のようなものはあまり注目されていなかった点などを指摘し、このような中から発展してきた日本の経験をベースとすることによって、インドとの間でも有効な議論が可能ではないかとの感想が示された。

以上に引き続き、基調講演を行った Verma 博士及び Sikri 判事を加えパネルディスカッションが行われ、また、会場からもパネリストに対する質問がされた。詳細については、本年春に発行される紀要に掲載予定の講演録を参照されたい。



(RA 五味飛鳥)

❖早稲田大学・北海道大学グローバル COE ジョイント著作権シンポジウム (2008/11/29 開催)



パネル 1 : 著作権保護の将来像

司会・高林龍(早稲田大学大学院法務研究科教授)

パネル 1 では、「著作権保護の将来像」を対象として、パネリストの報告と質疑応答が行われた。このテーマは北海道大学 GCOE のテーマとする法政策学と早稲田大学の GCOE のテーマとする

R
CLIP

法制研究の両面から検討の対象となりうるという
ことで選ばれたものである。

はじめに、田村善之教授から「著作権をめぐる
法と政策」と題し、デジタル化時代を迎えて、著
作権をどのような観点から考えるべきなのかと
いうことについて報告がなされた。田村教授は、
①著作権の正当化根拠、②著作権に関する政策形
成過程への着目、③技術的・社会的環境の変遷に
合わせた著作権制度の変化の3つの観点を強調
した。

①の観点に関しては、自然権論と功利主義（イ
ンセンティブ論）という大きな分類を示した。自
然権論については、理論的な観点から限界がある
ことを指摘したうえで、知的財産権を正当化する
には自然権論だけでは足りないとし、社会全体の
厚生（効率性）に依拠した功利主義的な説明（イ
ンセンティブ論）が必要となると説いた。②の観
点は、功利主義的な議論をする場合には、政策形
成過程にも目を向けるべきであるという観点で
ある。その根拠は、特定の制度を導入すること
による厚生（効率性）の改善は、結局のところ、
検証困難である場合が少なくないことによる。
そのため、田村教授は、「自然権論」対「功利主義
理論」における「正当性」に加えて、政策形成過
程というプロセスにおける「正統性」とを合わ
せて議論をせざるを得ないとされた。もっとも、
公共選択論からよく説明できるように、政策形
成の過程では、組織化されやすい利益は反映さ
れやすく、組織化されにくい利益は反映され
にくいという構造的な問題があるうえに、その
性質上、有体物に関する権利と異なり、無限
定に拡大するという問題もある。そうした問題
への対応として、田村教授は、①政策形成過
程のガバナンス構造の変化の必要性、②司法
による権利の制限の期待という点に言及され、
詳しく解説された。

③の観点については、著作権法の第三の波とい
う考え方について触れながら解説された。

これらの観点を基礎として、デジタル時代の著

作権のあり方について、クリエイティブ・コモン
ズの意義などにも触れながら、デフォルトルー
ルの変更、たとえば、パブリックドメインやク
リエイティブ・コモンズをデフォルトルールに
したり、一定の登録制度を導入するといった変
更も想定されることについて、条約との関係
にも言及しながら示唆された。

つぎに泉克幸教授（徳島大学）から、「著作
権制度と競争政策—著作権市場の発展ととも
に」と題して、著作権市場が拡大し発展するに
したがって、著作権法の解釈および制度設計
に競争政策観点が必要となるという点につ
いて報告がなされた。著作権法と競争政策
（独占禁止法）に関する議論について、従
来の状況から現在の状況への変化に言及し
つつ、整理がなされた。とくに独占禁止法
21条の解釈として、最近の最有力説が、趣
旨逸脱説であることについて説明された。こ
の説は、知的財産権の趣旨を逸脱するよう
な場合には、たとえ形式的には権利の行使
と見られるような行為であっても、21条に
いう権利の行使と認められる行為ではなく
独禁法が適用されるという考え方である。
こうした説明の上で、競争政策に関する具
体的なトピックスとして、著作物の再販制
度、著作権等の集中管理団体の問題、著作
権の関連市場の変化について取り上げられ
た。著作権の関連市場の変化というのは、
いままで自由競争とは対立するような閉鎖
的な制度があった分野にも、デジタル技術
の発達とネットワーク環境の整備、著作物
の融合などが進んだ結果、著作権市場が
浮き彫りになり、市場の基本ルールである
競争が大きくクローズアップされてくるこ
とになってきたという現象である。また、最
近の事例として、ソニー・ミュージックエン
タテインメント事件（審判審決2008年7月
14日）、第一興商事件（2003年12月5日
審判開始決定）、公取委のJASRACに対
する立ち入り調査（2008年4月23日）が
取り上げられ、解説がなされた。

最後に、従来あまり関係がないと思われていた

R
CLIP

著作権の分野に対しても、今後は独禁法が適用され、あるいは競争政策を導入する場面が増加するであろうということを改めて確認したうえで、その背景について2つの点を指摘された。第一は、規制緩和、規制廃止のために、これまで規制によって保護されていた事業分野や事業種に競争原理が導入されたこと、第二に、従来、基本的には業界保護法であったいわゆる事業法がその性格を変え、競争法としての性格を持ち始めたことである。そのうえで、著作権の分野に競争政策的な観点を導入することが重要となる場面として、リバーエンジニアリングの場面、そして放送事業者等の著作権法上の位置づけがあることが示された。

野口祐子弁護士からは「フェアユースについて考えるー米国を参考に」と題する報告がなされた。日本の現状について、現行法における権利制限規定の状況と裁判例におけるフェアユースの否定的な見方について触れた上で、近時のフェアユース導入に関する議論について、必要性に関する議論と、許容生に関する議論とに分けて説明がなされた。

米国のフェアユースについて、その導入の経緯を解説した上で、米国著作権法 107 条の4要件についての論点について指摘された。第一要件（利用の目的と性質）については、ライセンスを求めたのに断られたという事実が影響するかどうかという点が特に議論されたことについて言及された。また、第四要件（利用された著作物の潜在的市場や価値に与える影響）については、ここで権利者の側が失う潜在的市場の価値というのは、得べかりしライセンス料ではないことに注意が喚起された。そのように理解した場合、ほぼ全ての場合がフェアユースではなくなってしまうからである。広く受け入れられている考え方は、利用が広く普及した場合に権利者の作品の潜在的市場が受ける影響のことを意味しているという考え方であることが、Campbell 事件に言及し

ながら、指摘された。

米国フェアユースの長所として、事案ごとの個別な判断が可能であること、時代の変遷に柔軟に対応できることがあるとするが、他方で、その短所として、予測可能性が低いという点があるとした。日本で導入する場合には、既存の例外規定に対して一般条項をどのように位置付けるべきなのか、また日米の裁判官の気質の違いについて配慮すべき点があることを示唆した。フェアユースを導入するという意味は、権利の例外を判断する権限を立法から司法へ移譲することを意味することも示唆している。

フェアユースの導入を検討する場合、既存の例外規定との関係では、新しいカテゴリーの利用形態が生じた場合の問題を救済するための規定だとすると、既存の例外規定に該当しないが許容されるべきものを認めるのでなければ、あまり意味がなくなることを指摘した。また、裁判例で同じ種類のフェアユースが出た場合、立法によって明確化していくということも可能性として示唆するとともに、米国では裁判官がフェアユースを認める場合でも権利者に対して補償金を支払うという判断をするとするべきではないかという議論があることについても言及がなされた。

安藤和宏特任教授（北海道大学）からは、「デジタル化時代における著作隣接権制度に関する一考察ーミュージックサンプリングを素材にして」と題する報告がなされた。サンプリングとは、サウンドレコーディングのごく一部を取って、新しいレコーディングの一部としてその部分をデジタル処理によって利用するプロセスである。Bridgeport 事件などに触れながら、サンプリングの問題に対して、実質的類似性やデミニミス（de minimis）の法理と関連付けて議論する米国の状況について整理された。

この Bridgeport 事件が日本で起きたらどのような判断がなされるのかという点について、安藤説は3つのポイントを挙げている。①著作隣接権

R
CLIP

制度の意義は何なのか、②レコード製作者と実演家に法的保護を与える正当化根拠は何か、③レコードと実演の成立要件には創作性が要求されていないため、保護範囲の確定に関して、創作的表現や類似性というメルクマールは使えない。では、どのようなメルクマールを使うべきか、である。

こうした観点から、安藤説は、サンプリングしたフレーズが元のレコードを識別できる程度に際限されている場合は、たとえそのフレーズに創作性がなかったとしても、著作隣接権（レコード製作者の複製権）の侵害になり、反対に、もはや元のレコードが識別できないほどに変容されている場合には、著作隣接権の侵害にはならないと解すべき、との考え方をとるべきだという。

以上の報告にひきつづき、質疑応答がなされた。中山一郎准教授（信州大学）からは、田村教授と泉教授に対して質疑がなされた。田村教授に向けては、著作権の目的は文化の発展にあるため市場経済の原理とは基本的に相容れないのではないかという議論に対する考え方、インセンティブ論における著作者人格権の考え方、文化庁と特許庁との間のロビイング耐性の相異についての考え方について質問がなされた。

また、泉教授に対しては、JASRAC への立ち入り調査の問題に関連して、放送局との契約が包括契約か曲別契約かの違いが現状の独占的事態に対して持つ意義について確認がなされるとともに、独禁法と著作権法等との守備範囲について質問がなされた。

また、私（今村）から、野口弁護士と安藤教授に質問を行った。野口弁護士には、個別具体的な事案に対する予測可能性がどのように確保されるのかという点を、安藤教授には、学説や裁判例における解釈論によってフェアユースが必要だと言われている場面について一応の解決策が示されつつある中で、「このような解釈論により工夫できるので現状のままでも構わないのではないか」という議論に対する考え方について質

問をした。

それぞれ活発な議論がなされたが、詳細については紀要に掲載予定の講演録を参照されたい。



(RC 今村哲也・明治大学専任講師)

パネル2：応用美術の法的保護

上智大学の駒田泰土准教授、国士舘大学の本山雅弘准教授、神奈川大学の奥邨弘司准教授をパネリストとして迎え、また、五味飛鳥弁理士・早稲田大学グローバルCOE 研究員及び劉曉晴北海道大学グローバルCOE 研究員がコメンテーターとして参加して、立教大学上野達弘准教授の司会で、引き続きパネル2「応用美術の法的保護」が行われた。



まず、司会の上野准教授により、現行著作権法の立法経緯、応用美術の保護に関する裁判例等が紹介され、また、問題の所在として、①応用美術の定義、②意匠法との関係、③著作権保護を認める場合の基準などが指摘された上で、3名のパネリストから、それぞれフランス法、ドイツ法及びアメリカ法との比較法的観点からの報告がされた。

駒田准教授からは、フランスにおける「美の一体性理論」が紹介された。駒田准教授は、同理論

R
CLIP

を、第一に「著作権法上応用美術の保護について純粋美術と区別するための特別な要件を加重しない」、第二に「意匠法との重複保護を認める」とする理論であると整理し、フランスでこれが発展した歴史的経緯、このような理論の下で著作権法により保護された応用美術の具体例の紹介とともに、両法の重畳を否定するイタリアの分離可能性理論も結局はデザインの芸術的価値に関する判断に左右される基準であることを解説して、このような基準に対してフランスの法律家たちは概して否定的な態度を取っていると指摘した。

本山准教授からは、ドイツにおける「段階理論」が紹介された。



段階理論は、創作性の程度あるいは造形程度をメルクマールとして意匠法と著作権法の保護領域を段階的に峻別するという理論であるが、報告において、①このような理論は、著作権法と相対されるドイツ「意匠法」が実際は「図案およびひな形についての著作権に関する法律」すなわち応用美術の保護に特化した著作権法であったという両法の本質的共通性を前提に発展したものであること、そして、②2005年に新意匠法が著作権法との体系的関係を断ち切って立法されたことから今後の法解釈における段階理論の妥当性は必ずしも明瞭でなく、学者によっては段階理論はもはや維持しえないとの指摘をしていることが解説された。

奥邨准教授からは、アメリカにおける「分離可能性理論」が紹介された。アメリカにおいては伝

統的に著作権による応用美術の保護に否定的な立場が取られており、応用美術を著作権によって保護する場合において「物品の実用的な側面から別個に特定されることができ、かつ独立に存在することができる」ことを要するとする分離可能性理論は、以上のような伝統を背景として成立していることが指摘された。また、現行法の下での分離可能性理論は物理的な分離可能性と概念的な分離可能性の2つに分けて説明されるが、実際にはそのような区別は難しいことなどが、裁判例や学説の紹介とともに報告された。更に、日本法の問題として、仮に応用美術を著作権によって保護するとし且つその場合に翻案権の範囲等を調整するのであれば、応用美術の定義が必要になることが一つのポイントとなる点が指摘された。

引き続き2名のコメンテーターから、この問題についてのコメントがされた。五味弁理士からは、そもそも応用美術に対する著作権保護の必要性が不明瞭である点、また、応用美術に対し一般的創作性基準を適用するとしても保護されるデザインの範囲が明確になるわけではない点など、応用美術に対し著作権保護を及ぼす場合の問題点が指摘され、また、両法の保護領域を区別する場合の基準について、現在までに裁判所が使用している段階理論的基準の採用は不合理であること、区別するのであれば実用性を主たるメルクマールとするのが適当であり、また、補助的にデザインの無署名性(特定の人格との結びつきが弱い性格)などを参酌することの可能性が指摘された。

また、劉研究員は、実用品のデザイン全般について著作権による長期の保護を認める場合、①実用品の関連業界に深刻な弊害を与える可能性がある点、②特許庁と裁判所の間で保護の可否に関する法的判断主体の役割分担が実現できなくなる点、③個人の利用行為に対しても多大な支障をきたす可能性がある点などを指摘し、結論として、実用品のデザインの著作権保護に関しては意匠制度との調整をせざるを得ず、この場合、実用面

R
CLIP

から独立した美的創作性の有無という判断基準を用いるのが適当であろうとの見解を示した。

以上に引き続き、パネリスト間で議論が行われ、また、会場から、北海道大学田村教授、東京高裁三村判事、峯唯夫弁理士により、パネリスト等の見解への賛否ないしコメントがされた。

(RA 五味飛鳥)

アジア知的財産判例データベース進捗状況

<http://www.21coe-win-cls.org/rclip/db/>

中国 DB プロジェクトの進捗状況

中国各先生の協力を得て、2007年度中国知的財産権判例データベース構築プロジェクトは予定通りに完成した。2008年度の新たな100件の補強について、引き続き中国北京、上海及び広州の各先生の協力を要請し、今後とも継続的に行っていく予定である。

▼上海高級人民法院の張裁判官と一緒に



現在、RCLIP 中国チームは、中国各先生を表敬訪問し、DB構築の打合せと併せ、今後のDB構築手法や活用方法を検討している。

(グローバル COE 研究員 兪風雷)

インドネシア DB プロジェクトの進捗状況

インドネシアの知的財産判例は、現在までに総計100件が掲載されている。

昨年10月12日から担当者2人でインドネシア最高裁判所を訪問した。今回の訪問の目的は、グローバル COE 採択に関する経過の説明、担当

者の引き継ぎ、今後の協力依頼、データベースに掲載する判例の検討である。3月末までに少なくとも判例30件が追加される予定である。

▼折しも、司法研修センターの開会式が行われており、新しい施設内を案内していただいた。



併せてジョグジャカルタのガジャマダ大学 (Universitas Gadjah Mada) の知的財産・競争法・紛争処理メカニズム研究センター (CICODS) を訪問した。CICODSは、政府及びインドネシア国内産業界のためのシンクタンクとなるべく、WIPOからの資金援助を得て、大学内の機関として2007年に設立された。現在では研究者の招聘・養成などにより基盤整備中であり、2010年には本格的運用に入るという (<http://www.cicods.org/>)。CICODSの創設者であり、現代も中心人物として活動されている Bambang Kesewo博士、米ワシントン大学にて学位を取得された Tomi Suryo Utomo博士らに会見し、RCLIPとCICODS双方の研究体制について情報交換を行い、今後学術交流を意欲的に行う方向を模索することで合意が得られた。

▼ガジャマダ大学のホールにて CICODS 研究員の皆さんと



(RA 志賀典之)



❖タイ DB プロジェクトの進捗状況

現在、370 件の判例が掲載されている。今年は、50 件の判例が追加される予定である。

(RC 今村哲也)

❖台湾 DB プロジェクトの進捗状況

現在、台湾データベースに登載されている知財関連裁判例は、合計 452 件ある。そして、2009 年 4 月以降には、更に 60 件の裁判例が追加される予定（2008 年度分）である。

また、台湾では、去年の 7 月に知的財産法院（知的財産専門裁判所）が設立されたので、より多くの質の高い知財関連裁判例が下されることが期待されている。したがって、今後、台湾データベースの更なる拡大も予想されている。

(研究助手 陳柏均)

❖ベトナム DB プロジェクトの進捗状況

昨年 10 月末に、当センター長高林教授と RA 五味がハノイの最高人民裁判所を訪問して同裁判所国際協力局長の Ngo Cuong 氏と会談し、ベトナムでの知財判例収集について意見交換を行った。その結果、今後 5 年間に、当初 50 件及び毎年 10 件ずつの判例情報の提供が確約された。今後は、同裁判所との間で、収集された判例の翻訳等の具体的な作業をともに進めていくことになる。

(RC 五味飛鳥)

❖韓国 DB プロジェクトの進捗状況

現在 RCLIP データベースには総計 89 件の韓国の知的財産権判例が登載されているが、今後新たに 60 件の判例を追加していくことになった。担当者は 11 月末に韓国ソウルに行き、漢陽大学法科大学の知的財産・情報法センターと判例選別・翻訳および評釈に関する協定を結んだ。当センター長である尹宣熙(YUN SunHee)教授は、以前 RCLIP 研究会でも報告されている。最初の 30

件は今年度中に、残りの 30 件は 2009 年度 4 月以降に納品される予定である。

(研究助手 張睿暎)

❖欧州 DB プロジェクトの進捗状況

判例の件数・納期についてデュッセルドルフ大学およびストラスブール大学と、出張に引き続き交渉を続けている。また、欧州特許庁より提供された 190 件の判例のデータベース化作業を同時に進めている。

(RCLIP コーディネータ 本多理香)

RCLIP 事務所便り: 欧州訪問

RCLIP では、12 月 7 日より 18 日にかけて、高林龍 RCLIP センター長、竹中俊子教授、小川明子氏（助手）、志賀典之氏（RA）、本多理香（RCLIP コーディネータ）の計 5 名でロンドン、デュッセルドルフ、ストラスブール、ミュンヘンをめぐり、RCLIP の活動およびデータベースプロジェクトの協力を求めて、大学・研究所等を訪問した。以下、活動報告である。

12 月 8 日 ロンドン

イギリス特許裁判所を訪問し、Michael Fysh 判事とミーティングを行った。Fysh 判事はイギリス特許裁判所の唯一の判事で、特許訴訟の専門家であり、1 月に早稲田で行われる欧州裁判官会議に講演者として来日する予定である。今回のミーティングでは、欧州裁判官会議の内容、来日のための事務手続きについて打ち合わせを行った。また、イギリスの特許裁判の現状についてお話をいただき、コモンローの国であるイギリスの立場から見た欧州、あるいは世界の特許エンフォースメントに関する意見をいただき、今後のデータベースの運営に参考になると考えられる。

12 月 9 日 ロンドン

ロンドン大学クイーン・メアリー校を訪問し、Spyros Maniatis 教授、Gail Evans 博士、

R
CLIP

Jonathan Griffiths 講師, そして 知的財産研究所の Jeremy Philips 博士とミーティングを行った。同校の知的財産法 LLM の教授であり、知的財産の研究・教育に力を注いでいる方々である。この中で、RCLIP のデータベースプロジェクトの意義と現状について説明し、イギリスの判例の選択収集の協力を求め、理解を得ることができた。また、選択収集のよりどころとなるようなケースブックを推薦され、さらに、イギリスで今後の協力者となりうる学者の紹介を受けた。さらに、構築中の判例データベースの利用促進にあたり、若手研究者のための合同ワークショップの開催について議論がなされた。

12月10日 デュッセルドルフ

デュッセルドルフ大学を訪問し、Jan Busche 教授、Dirk Zetzsche 博士、Christian Kersting 博士、Tim Kleinvoss 博士とミーティングを行った。デュッセルドルフは地理的に知的財産判例の多くが扱われる地であり、同校でもこの分野には力を注いでいる。教授らは、知的財産法あるいは、それに関連するビジネス法の教授であり、データベースプロジェクトの協力することになっていて、ミーティングでは、データベースプロジェクトの意義、現状、及び今後の発展に関して説明し、理解を得ることができた。そして、2月までに50件の判例の翻訳に関して確約した。その後に関しては、50件が終わった時点で、より状況を把握した上で、細部についてつめることになった。また、データベースの利用促進および共同研究のための様々な提案がなされ、今後検討していくこととなった。

12月12日 ストラスブール

ストラスブール大学、国際知的財産法研究所 (Center for International Industrial Property Studies —CEIP) を訪問し、Yves Reboul 教授、Christophe Geiger 教授、Céline Meyrueis-Pebeyre 教授、Thibaud Lelong 弁護士、Yann Basire 弁護士とミーティングを行った。

同校は欧州判例データベースのフランス判例の収集、選択、翻訳を担当することになっている。データベースプロジェクトの意義、現状、及び今後の発展に関して説明し、理解を得ることができた。今年度30件の納品及び今後の協力について前向きな返事をもらうことができた。また、竹中教授が日米の特許エンフォースメントに関する講義を行い、ストラスブール大学の Thibaud Lelong 弁護士がフランスの特許エンフォースメントに関する講義を行った。さらに、データベースを活用して行う合同研究の可能性やフランス知的財産法に関する日本でセミナー開催の可能性について議論を行った。

12月15日 ミュンヘン

ミュンヘン知的財産法センターの5周年記念シンポジウム「知的財産の展望」を聴講した。マックス・プランク知的財産法研究所所長の Joseph Straus 教授の開会宣言を皮切りに、Poznań 大学 Stanisław Sołtyski 教授、スタンフォード・ロースクールの Paul Goldstein 教授など、著名な知的財産研究者の講演が行われた。世界の知的財産の流れについての講演があり、今後の RCLIP の活動の参考になると思われる。

12月16日

マックス・プランク知的財産法研究所を訪問し、Joseph Straus 教授と Reto Hilty 教授と面会した。Straus 教授は知的財産法の世界的大家である。



データベースプロジェクトの意義、現状、及び今後の発展に関して説明し、理解を得ることができた。構築中の判例データベースの利用促進にあ

R
CLIP

たり、若手研究者のための合同ワークショップの開催について議論がなされた。1月に行われる欧州裁判官会議では Straus 教授は基調講演を行う予定で、講演内容、旅程や事務手続きに関する打ち合わせを行った。また、Hilty 教授はマックス・プランクで知的財産法を研究する非常に著名な研究者であり、欧州判例データベースを非常に評価していただくことができた。両氏による今後の協力が期待される。

欧州特許裁判所の国際法務担当の Stefan Luginbuehl 弁護士を訪問した。同氏は、欧州特許裁判所が編集した欧州判例集を RCLIP の提供しており、また、1月に開催される欧州裁判官会議にて基調講演を行う予定である。今回のミーティングでは、判例提供のお礼を伝えるとともに、提供された判例のデータベース化作業の現状報告を行った。また、欧州裁判官会議の全体の流れ、事務手続き、その他に関して打ち合わせを行い、裁判官会議のスムーズな開催の準備をした。

Tyalar Wessing 法律事務所の Christian Lederer 弁護士及び、Sabine Rojahn 弁護士によって同事務所で、竹中先生及び高林先生による独日法曹家協会主催セミナー「日本の知財国家政策及び知財エンフォースメントの改正：証拠収集及び賠償について」の講演が行われた。ミュンヘンの知財弁護士や弁理士が大勢参加し、講演のみならず、その後の懇親会でも多くの質問やコメントを受け、大盛況であった。



(RCLIPコーディネータ 本多理香)

研究会・セミナー開催のお知らせ

国際知的財産セミナー

欧州主要諸国における知的財産エンフォースメント:その現状と将来的展望

【時間】2009/1/17 13:00~18:00

【場所】早稲田大学小野記念講堂

グローバルCOEの採択を受け、2003年以来構築してきたアジア主要諸国の知的財産判例データベースに、新たに欧州主要諸国の判例が追加することになり、この世界的データベースを活用することで、知的財産エンフォースメントの基本問題について調和の方向性を提案するため、グローバル規模での研究を推進していくことになりました。欧州では、知的財産エンフォースメント基本指針を示すEU指令が発効し、各国国内法の改正が相次ぎ、更に統一特許裁判所を創設する議論が進んでいます。このような経験から学ぶため、本セミナーでは、欧州の学者及び実務家に、EU及び欧州特許機構を通じた調和の動き、欧州主要国の知的財産エンフォースメント制度の特徴や改正のポイントについて講演してもらうと共に、各制度の長短を活かしたエンフォースメント戦略について、米国弁護士に解説してもらいます。(日・英同時通訳)

【内容】

I データベース紹介

高林龍 (早稲田大学RCLIP)

竹中俊子 (ワシントン大学CASRIP)

II 基調講演:「欧州における知的財産エンフォースメント調和」

ヨーゼフ・シュトラウス教授 (マックスプランク研究所所長)

III 報告:

1 「EUと欧州特許機構による知的財産エンフォースメント調和の動き」

ステファン・ルーギンビュール氏 (欧州特許庁)



2 「欧州主要国における知的財産エンフォースメント戦略：米国弁護士の観点から」

マイケル・エルマー氏（フィネガン・ヘンダーソン法律事務所）

IV パネルディスカッション

「EU知的財産エンフォースメント指令発行に伴う国内法改正の現状」

【司会】竹中俊子

【パネリスト】

ペーター・マイヤーベック博士（ドイツ最高裁判所）

ガブリエラ・ムスコロ博士（ローマ地方裁判所知的財産部）

マイケル・フィッシュ氏（英国特許カウンティ裁判所）

【コメンテータ】

三村量一（東京高等裁判所）

高林龍

編集・発行

早稲田大学グローバル COE

〈企業法制と法創造〉総合研究所内

知的財産法制研究センター長 高林 龍

Web-RCLIP@list.waseda.jp

<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/rclip/>

clip/